

平成19年第1回臨時会

# 御宿町議会会議録

平成19年5月30日 開会

平成19年5月30日 閉会

御宿町議会

## 平成19年御宿町議会第1回臨時会会議録目次

招集告示	1
第1号(5月30日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
会議録署名人の指名について	5
会期の決定について	5
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	7
議案第3号の上程、説明、質疑、採決	11
議案第4号の上程、説明、質疑、採決	12
閉会の宣告	21
署名議員	23

御宿町告示第49号

平成19年御宿町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

平成19年5月23日

御 宿 町 長 井 上 七 郎

記

1. 期 日 平成19年5月30日
  
2. 場 所 御 宿 町 役 場 議 場
  
3. 付議事件
  - (1) 専決処分の承認を求めることについて
  - (2) 専決処分の承認を求めることについて
  - (3) 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - (4) 指定管理者の指定について

平成19年第1回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成19年5月30日（水曜日）午後2時00分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第3号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第4号 指定管理者の指定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（ 11名）

1番 石井芳清君	2番 松崎啓二君
4番 伊藤博明君	5番 吉野時二君
6番 川城達也君	7番 式田孝夫君
8番 瀧口義雄君	9番 白鳥時忠君
11番 中村俊六郎君	12番 浅野玄航君
14番 新井明君	

欠席議員(2名) 10番 小川征君 13番 貝塚嘉軼君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 井上七郎君	教育長 佐藤和己君
総務課長 吉野健夫君	企画財政課長 氏原憲二君
教育課長 田中とよ子君	税務課長 木原政吉君
建設環境課長 井上秀樹君	産業観光課長 藤原勇君
住民水道課長 米本清司君	保健福祉課長 瀧口和廣君
会計室長 岩瀬由紀夫君	

欠席者 なし

---

事務局職員出席者

事務局長 多賀孝雄君 主事補 山口ゆう子君

---

## 開会の宣告

**議長（伊藤博明君）** 本日、平成19年第1回臨時会が招集されました。議員の皆様にはご多用のところ出席いただきまして、ご苦労様です。

本日の日程はあらかじめ配付いたしました日程のとおりです。

よろしく願いいたします。

10番小川征君、13番貝塚嘉軼君より一身上の都合による欠席届がありました。

ただ今の出席議員は11人です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成19年御宿町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## 町長あいさつ

**議長（伊藤博明君）** 井上町長より諸般の報告と合わせてあいさつがあります。

井上町長。

**町長（井上七郎君）** 本日ここに、平成19年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会において審議いただきます案件は、町税条例の一部改正に関する案件他2件、また指定管理者の指定についての協議に関する案件など4議案を提案するものであります。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

また開会に先立ち諸般の報告といたしまして、5月18日開催の知事と市町村長との懇談会では、「ちば2007年アクションプラン」これは、県の中長期的な基本方針であります「あすのちばを拓く10のちから」に基づく、2年目の実施計画として平成19年度の

施策・事業展開をとりまとめ作成されたものですが、このアクションプランをもとに、県主要施策等について、活発な意見交換が交わされましたことを報告申し上げ、簡単ですが、冒頭の挨拶といたします。

---

#### 会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。

11君 中村俊六郎君、12番 浅野玄航君にお願いいたします。

---

#### 会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程はあらかじめ配布した日程により、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の日程は、本日1日限りといたします。

---

#### 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。井上町長。

町長（井上七郎君） ただ今議題となりました、議案第1号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、半島振興法第17条に基づく地方税の減収に対する国の補てん措置制度が2年間

延長されたことに伴い、「御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例」の執行期限を総務省令と同じく2年間延長するもので、4月1日施行のため専決処分とさせていただいたものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご承認くださるようよろしく願いいたします。

**議長（伊藤博明君）** 木原税務課長。

**税務課長（木原政吉君）** それではご説明いたします。本案は、本年3月31日をもって失効であった半島振興法第17条の規定に基づく地方税の減収に対する国の補てん措置制度が、地方からの延長要望を受けて本年4月1日から更に2年間延長される総務省令が3月30日付けで発令されたことに伴い、町においても平成19年3月31日で失効であった「御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例」の失効期限を2年間延長し、「平成21年3月31日」に改めるものです。

4月1日施行のため専決処分とさせていただきました。

なお、この条例に該当する業種は、製造業と旅館業で、新たに2,700万円以上の土地、家屋、償却資産を含みます。設備を新設又は増設した場合について3年間、固定資産税を減額するものです。

固定資産税の標準税率は1.4%ですが、この条例により、初年度の税率が0.14%で標準税率の10分の1。2年目が0.35%で同じく4分の1。3年目が0.70%で同じく2分の1の不均一課税という特例措置を受けることとなります。

例としまして、仮に課税標準額が7,150万円の固定資産を所有した場合、通常は1.4%の税率ですので固定資産税の年税額は約100万円となり、単純計算した場合、3年間では300万円固定資産税がかかりますが、この条例による特例措置を受けた場合、初

年度の税額が10万円、2年目が25万円、3年目が50万円で3年間の税額合計が85万円となり、比較しますと215万円減税が受けられることとなります。

なお、現在、旅館業で1件適用があり、今後、製造業で1件適用が見込まれておりますが、今後もお知らせ版等で周知を図ってまいりたいと考えています。

よろしくお願いいたします。

**議長（伊藤博明君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

**議長（伊藤博明君）** 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

**議長（伊藤博明君）** 日程第4、議案第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。井上町長。

**町長（井上七郎君）** ただ今議題となりました、議案第2号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は「地方税法の一部を改正する法律」が3月30日に交付され、4月1日から施行されることに伴い、町税条例の一部改正を専決処分したものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

**議長（伊藤博明君）** 木原税務課長。

**税務課長（木原政吉君）** 町税条例の一部改正について説明いたします。

今回、改正条例文、新旧対照表と別に資料として税条例一部改正の概要をお配りしておりますので、概要により説明させていただきます。

まず、住民税ですが1点目は、信託法の制定に伴います新たな種類の信託等に対応するため、法人課税信託を受託した個人についても法人とみなして、町民税の納税義務者に加えるものです。

2点目は、上場株式等の配当や譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年間延長する改正です。上場株式等の配当及び譲渡益は、本則税率では所得税15%、住民税5%の併せて20%ですが、平成15年から10%の軽減税率となっており、配当所得については平成20年3月31日、譲渡所得は平成19年末で軽減税率の特例が廃止されることとなりましたが、株式市場への影響を考慮しそれぞれ1年間延長されることとなりました。

3点目は、将来、国の経済を支えるベンチャー企業、法律では特定中小会社となっておりますが、この育成を支援するため、個人投資家からの資金調達をサポートするために創設された税制優遇措置を2年間延長するものです。

4点目は、従来、個人住民税において社会保険料控除の対象となる保険料は、国内の社会保障制度に対して支払った保険料に限られておりました。外国の社会保障制度に対して支払った保険料は社会保険料控除の対象となっていませんでしたが、今回、条約相手国の社会保障制度に支払った保険料についても、税制上、一定の範囲内で自国の社会保障制度に対して支払った保険料と同様の取扱いをすることになったことに伴う改正でございます。

次に、固定資産税ですが、1点目は、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の創設です。

現在、急速な少子高齢化が進んでおり、高齢者等が自宅で安心して快適な生活を送ることができ居住環境の整備が課題となっています。19年度税制改正において、既存住宅において一定のバリアフリー改修工事が行われた場合に、工事が行われた年の翌年度の家屋に係る固定資産税を、3分の1減額する固定資産税の減額措置が創設されました。仮に改修工事をした家屋の固定資産税が3万円であった場合、翌年度の固定資産税につき3分の1減額で2万円となります。

従来から介護保険制度で要介護や要支援の認定を受けた方に限って居宅介護住宅改修や介護予防住宅改修に対する給付がありますが、この制度には65歳以上の方と障害者の方が加えられております

2点目は、鉄軌道用地の評価方法の変更で、従来、鉄軌道用地の評価方法は原則としてその土地の鉄道の線路や利用制約を理由に沿接する土地の3分の1の価格で評価し、駅については鉄道施設の利用が8割未満の場合は宅地として評価していましたが、近年、都市部を中心に鉄軌道用地の利用状況については、いわゆる「駅中ビジネス」と呼ばれるような、駅構内の空きスペースにおける商業店舗等の展開といった高度利用が進んでおり、評価方法を見直す改正が行われました。因みに本町のJR御宿駅については従来どおりの評価方法となっております。

次に町たばこ税ですが、今まで地方税法附則で規定されていた特例税率が廃止され、本則税率に改正されたことに伴う改正であります。税額自体の改正はありません。

以上、税条例改正の概要について説明いたしましたが、今回の改正により直接住民の皆さんに影響すると思われるのは、バリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置でありまして、この制度につきましては既に4月の「お知らせ版」や町ホームページで周知しており、現時点では問合せが数件あります。今後も一層の周知を図ってまいりたいと考えてお

ります。よろしくご承認くださるようお願いいたします。

**議長（伊藤博明君）** これより質疑に入ります。1番石井芳清君。

**1番（石井芳清君）** 税条例の改正ということですが、今、最後の説明では本町に関係するものは住宅バリアフリー改修の条項であろうということでご説明があった訳ですが、昨今言われております格差問題に対しましては、今回の条例改正はいわゆる格差を増長するものではないかと理解する訳であります。町としてはこうしたものに対して今後格差を是正する。また、そういう処置など取るべきだと思うわけですが、それについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**議長（伊藤博明君）** 木原税務課長。

**税務課長（木原政吉君）** 石井議員のご意見もございしますが、三位一体改革によって国から地方への税源移譲も今回含めてあります。そういう中で自治体が自己責任で自分の財源、自主財源を確保することは重要なことでありまして、それがなければ住民サービスが維持できないと言う状況にもございます。今のところ標準税率また国の税制改正に沿って行っていくと言う考えでございます。

**議長（伊藤博明君）** 他に質疑ありませんか。1番石井芳清君。

**1番（石井芳清君）** もう一点お伺いします。住宅バリアフリー改修ということで確認ですが、この制度はいわゆる賃貸住宅等については該当するのかわからないのかを確認をしたいと思います。

**議長（伊藤博明君）** 木原税務課長。

**税務課長（木原政吉君）** 賃貸住宅については除かれております。入っておりません。

**議長（伊藤博明君）** 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

**議長(伊藤博明君)** 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

---

### 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

**議長(伊藤博明君)** 日程第5、議案第3号御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。井上町長。

**町長(井上七郎君)** ただ今議題となりました議案第3号御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は手数料条例の中に地番図等の写しの交付手数料に関する規定を追加するため改正をお願いするものです。

なお詳細につきましては、担当課長より説明させますのでよろしくお願いたします。

**議長(伊藤博明君)** 木原税務課長。

**税務課長(木原政吉君)** それではご説明いたします。本案は、現行の手数料条例の中に地番図等の写しの交付手数料の規定がないため、改正をお願いするものです。

現在、税務課では課税のための調査基礎資料として地番図を作成し保有していますが、今まではこの写しについては交付していませんでした。

しかし、近隣市町村では既に手数料条例の中に規定し、この写しについて交付していません。

今まですでに交付しています公図の写しは字毎となっており、字界や飛び地について分

かりにくい面もあることから地番図の写しを求める要望が多く、御宿町においても近隣市町村同様に写しに関する手数料の規定を整備し、交付するものです。

よろしくお願ひいたします。

**議長（伊藤博明君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。議案第3号に賛成の方は挙手願ひます。

（全員挙手）

**議長（伊藤博明君）** 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

**議長（伊藤博明君）** 日程第6、議案第4号指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、参考資料として配付いたしました協定書（案）の内容について、ご意見のある方は、後日直接担当課へ申し入れてください。

それでは提案理由の説明を求めます。井上町長。

**町長（井上七郎君）** ただ今議題となりました議案第4号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、御宿町運動施設のうち、御宿台公園テニスコート及び御宿パークゴルフガーデンの管理者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

**議長（伊藤博明君）** 田中教育課長。

**教育課長（田中とよ子君）** それでは指定管理者の指定につきまして説明させていただきます。まず、公の施設の名称ですが、御宿台公園テニス場及び御宿パークゴルフガーデン。指定管理者となる団体の名称は、いすみ市釈迦谷1610番地宝ゴルフ大原、代表者は新井進。代表者住所は東京都江戸川区大杉1丁目25番3号。指定の期間は平成19年6月1日から平成22年3月31日までです。

今までの経緯につきましてご説明いたします。御宿町運動施設の指定管理者制度の導入につきましては、3月定例議会におきまして御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の制定で議決をいただきました。今回、御宿台公園テニス場及び御宿パークゴルフガーデンの二つの施設の指定管理者の指定についてを提案させていただくものです。この二つの施設につきましては、役場職員の人件費を除いた中にありましても、毎年50万円から80万円の赤字となっておりました。利用者の増加、また施設の管理運営のコスト削減が課題となってきておりました。

また、施設整備につきましても今後大規模な修復工事が必要な時期を迎えているところでもあります。施設の管理運営をしていく上では、民間事業者の経営ノウハウを活用いたしました効果的で効率的な管理運営が有効であるということから、指定管理者制度の導入についてを検討して参りました。

この指定管理者の導入によりまして住民サービスの向上、また、行政コストの削減ができるものと考えております。

事務手続き上の工程の経過につきましては、指定管理者の募集につきまして、3月25

日号のお知らせ版で募集を行っております。募集期間につきましては平成19年4月2日から同年4月20日まで。募集にあたりましては御宿町運動施設指定管理者募集要項を希望者に配布いたしました。その結果、応募件数は1件でありました。これを受けまして4月25日に御宿町指定管理者選考委員会を開催いたしまして、指定管理者の候補者として宝ゴルフ大原を選定し、その結果を5月1日に候補者に通知したところです。

指定管理者候補者とは5月8日から随時協議を行いまして協定案の内容確認を行って参りました。以上です。よろしくお願いいたします。

**議長（伊藤博明君）** これより質疑に入ります。1番石井芳清君。

**1番（石井芳清君）** 指定管理者の指定と言うことでありますが、ただ今説明もありませんがサービス向上、経費削減ということではありますが、具体的にこれが執行、移管といえますか指定業者による管理になりますと、どういうところに具体的にですねメリット・デメリットが出てくるのかと言うことと、本町にはB & G隣接地にもテニスコートがあるかと思いますが類似施設との調整と申しましょうか、ちょっと言葉が見つからないのですが、その辺の違いがあるのかなのか。運営も含めてその辺がちょっとこれでは見えてこないのですが、その辺がどうなっているのか。それからこの提案を見ますと指定の期間が6月1日からということであさってからですか、そうしますと当然住民への周知期間というのが例えば今日議決されてすぐ周知しても1日ちょっとということになるとと思いますが、その辺も含めまして説明いただきたいと思います。

**議長（伊藤博明君）** 田中教育課長。

**教育課長（田中とよ子君）** まず第1点目のサービスの向上の点ですが、協定等の中で利用者へのサービスにつきましては営業時間の延長についてを検討していただく。今までは5時には終了していたものが、日没まで営業を可能とする。それによりまして夕方から

の夏の期間ですね、昼間の暑い時期ではなくて涼しくなってからプレーを楽しむというそういう面でのサービスの向上、また料金の設定につきましても1回コースを周る料金、それと1日楽しんでいただく料金を設定して低料金で利用可能となる。また、休業日ですね、営業日についても年間12月31日と1月1日の2日間を休業として後は全部営業できるといつでも利用できる状況にするという点で、利用者にとってのサービスの向上が可能となるというふうに考えております。また、その他、1日設定の利用者につきましては昼食時ですとか途中退場の対応も可能にすることによりまして、地元の飲食店等で賄うことができる。また、長期滞在のパークゴルフ愛好者等につきましても、宿泊先を御宿での利用等を可能にするなど、そういった面でも町に還元できるような対応が考えられるということなどそれらをメリットとして考えております。B & Gの隣にありますテニスコートの違いはということですが、現状の利用状況を見ますと、現在B & Gにありますテニスコートの利用は中学生の練習ですとか、限られた利用者になっております。一般の方の利用につきましては、特に連休等につきましては御宿台のテニスコートを利用する方が多いことから、まず指定管理の導入を御宿台公園テニス場とパークゴルフ場を指定管理で実施してみて、その実績に応じて今後のことは考えていきたいというふうに考えております。

6月1日からの確かに周知期間については、日にちがないところですが、これにつきましては利用者に大きな不利益は生じないだろうと考えております。コースの今後の整備が早期手当が必要なところから、できれば6月早々に芝生の張替え等の工事をしてコース管理を進めたいということ、また6月1日からであると町の支払う人件費ですとか経費面で削減が可能と言うところで、2ヶ月間町が運営して6月1日からの10ヶ月間を指定管理者にお願いするということで、6月1日に設定したところです。

**議長（伊藤博明君）** 1番石井芳清君。

**1番（石井芳清君）** 指定管理者によるサービスの向上等について説明を受けましたが、ちょっとニュアンスがわかりませんでした。今後、B & Gのテニスコートについては実績をもって考えたいと言うような答弁をいただいたのでしょうか。今、説明を受けたメリットについては町として運営して不可能なののでしょうか。聞いていると町として十分運営と言うのはできるのではないかというふうに思います。それと、営業日について今の説明では12月31日と1月1日ということですが、B & Gのテニスコートの営業と言うのは時間、営業日については現実的にはどういうふうになっているのでしょうか。今いくつかあった中でも町として今の条例の中でも長が認めるならば十分に弾力的な運用ができる状況なのではないかと思えます。そういう面での利用の格差、違いと言うのは無くしていく必要があるのかなと。今のB & Gの方はコート面の問題もあると聞いていますし、そうした今回浮いた部分を運用する。協定書についてもこの中を読まさせていただきますと、そういうものも含めて業者管理で行うことになっているのかなと思うので、浮いた費用については、今度テニスコート場の修繕ということも当然考えられるのではなかというふうにも思うのです。そういうふうにしていただくことが必要じゃないかと。それが2ヶ月間は町でやって10ヶ月間は指定管理者が行うと。そうすると先般の3月定例会で新年度予算が承認されたわけでありましてけれども、その中における人件費については細かいところまでは承知をしていなかったのですが、具体的にどういう予算組みをしたのかそれについてお聞かせ願います。

**議長（伊藤博明君）** 田中教育課長。

**教育課長（田中とよ子君）** はじめに予算面から申し上げますと、現在、4月5月の運用の中ですでに34万円程度の赤字の状況です。2ヶ月間過ぎてこの後、指定管理者とした場合に歳出で約370万円程度の減ということで補正対応ができると見込んでおります。

町の運営では不可能なのかというご質問ですが、確かにおっしゃるとおり、時間的な延長とかそういったものにつきましては、やろうと思えばできるというご質問だと思いますが、確かにそうだと思います。ただそれをやるにあたっての経費面では、やはり人件費ですとか、色々な面で経費は増えてきます。先ほど経費削減についてどういったものがあるのかというご質問がありましたが、指定管理をすることによりまして、コースの整備とか他の施設との一体的な管理、指定管理をすることによって、指定管理者と町との施設の管理が一体化できる。また、従業員の配置についても柔軟な対応配置ができるということから、経費の削減が見込まれるというふうに考えております。町が単独でやる場合には、どうしてもそれに対応する人員配置ですとか、そういった面での経費が増えてくるということから、指定管理にすることによって経費の削減が望まれると考えております。

**議長（伊藤博明君）** 1番石井芳清君。

**1番（石井芳清君）** 何回も繰り返しますが、B & Gの脇のテニスコートはこれからも運営を続けるわけですよね。こちらもテニスコート、もう一つはパークゴルフ場もあるわけですが、同じようなものを運営しているわけですよね。単純な話ですが、そういうことではまったくそういう施設をすべて移管してそうなるのなら数学的に計算上はわかるわけですが、類似施設が残っていると。類似施設もきちんと管理運営していくというと、わかりづらい話があります。一方でサービスが向上する中でこっちはそのままでいいのでしょうかと。2回目の質問に聞いたのは、削減された部分については既存の施設の補修等に使うということは考えないのでしょうかと聞いたわけです。それをその程度で済むか済まないかというのはあるのですが、そういう苦情等も寄せられると思いますので、そういう部分の施設面の改修、運営も含めまして町としても管理が引き続き残るわけですから、これを全部やれという話しをしているわけじゃないですよ。やはり努力をすべきなのかな

と。その分の費用負担が下がるのではないかなと私も見込んでいますので、現実的にはかなりの金額が大規模改修含めましたら、それから歳入面でも寄与する条項も現実的にあるかどうかと言うのはまた別にしても、そういう約束事も盛られていると理解をしていますので、そういう財源をどうあげていくのか。マイナスプラスの部分で削ったからそれはそれでいいよということではなくて、どう使うかと言うのは課の中できちんと考えていただくというこいとも必要だろうと思いますが、その辺を含めて一層研究の必要があると思います。

**議長（伊藤博明君）** 田中教育課長。

**教育課長（田中とよ子君）** B & G脇のテニスコートにつきましては、石井議員のおっしゃったように、一体的に管理できないのかと言うお話でしたが、現在、利用者については減っている状況です。減っている状況の中ではやはりコートへの損傷がかなり出ているということから、今後存続させるか大規模改修をするかというのは今後の検討をしていくということでご了解をいただきたいと思います。

**議長（伊藤博明君）** 2番松崎啓二君。

**2番（松崎啓二君）** 先ほどのご説明では指定管理者に委託するといろいろなメリットが出てくる、いくつか上げられました。そんなにあるのかと感心して聞いていましたが、指定管理者いわゆる業者がやると色々メリットが出てくる、役場がやると赤字が出てくると、この差額を端的にご説明いただきたい。

**議長（伊藤博明君）** 田中教育課長。

**教育課長（田中とよ子君）** 先ほど石井議員のご説明の時にも申し上げましたが、営業時間の延長ですとか、営業時間の休日をなくすとかそういった面で確かに町がやってもできるのではないかといいことですが、それをやることによって逆に経費がかかってくると

かそういった面で、サービス面では業者の経営ノウハウを利用した中でPRですとかそういった面で業者の営業能力を生かした経営をしていただく、そういったところで実績が上がってくると。業者の経営能力を生かしていただいてパークゴルフ場、テニス場が活性化していくのではないかと考えております。

**議長（伊藤博明君）** 2番松崎啓二君。

**2番（松崎啓二君）** 経営能力の無い人が今まで経営してきたと。そういうことですか。それと、上げ足取ることでなくて、こういう施設はあそこだけじゃないのですよ。他にもあるでしょ。それに関してもう一回見直しましょうとか、他の施設も検討しましょうとか、もっと簡素にしましょうとかそういった話がまったく出てこないのですよ。だから意地の悪い質問をしているのです。もっとたくさんあるのですよ。業者に任せの方が利益が上がる、町のためにいいだろうと言うような施設もあるでしょう。それに関しての話がまったく出てこない。今後どのように対応されるおつもりですか。赤字が出たらよそへやっちゃうのなら、今のうちやってしまったほうがいいです。他にもすべき施設があるでしょう。今のテニスコートもB & Gのテニスコートの話にしても直すか止めるかしかない訳でしょう。そこだけ業者が引き受けてくれるのはまずありえないです。直してやり直すか、廃止するか、そういう話しかなくなっちゃう訳です。すべての施設がそういう考えでやっている。他の施設に対してどのようなお考えでやっているのか町長にお伺いします。

**議長（伊藤博明君）** 吉野総務課長。

**総務課長（吉野健夫君）** ただ今の議員のご質問ですが、確かに議員さんのおっしゃるとおり、行政で運営して参りますと、規則条例等に縛られまして、なかなか民間事業がやるようなわけにも参りませんで、運営を制約された中でしていく形になるかと思えます。そこでノウハウを持った事業者が運営いただくことによって、活性化さらにサービスの向

上を図れると思っています。

**議長（伊藤博明君）** 2番松崎啓二君。

**2番（松崎啓二君）** 御宿台の体育施設に関しては、私はまったくこれで結構だと思います。非常によく英断されたなと思っています。しかし他の施設をもういっぺんきちんと洗い直してもらわないと。だめだからよそへやる、だめだから廃止すると。民間なら利益を要する、役場なら赤字とする。そんな話は無いでしょう。やる自信が無かったら今のうちから手を打っちゃいなさいよ。赤字の溜まらないうちに。是非、ご検討いただきたいと思います。

**議長（伊藤博明君）** 浅野玄航君。

**12番（浅野玄航君）** 嫌な顔しないでください。協定書の内容については取り上げないようにと議長からお話がありましたので我慢していますが、今もろに出てきていますのでいくつか伺います。今までの話は民間と行政の生産性の問題、正社員とパートの人件費の問題のギャップが出てくると思いますが、私は違った方面から二つばかりこれはどうかと思ったのですが、さっきからいい方ばかりでもしかすると還元金といいますが、町へ10%ですか町へ収入が来ると言うようなことが書いてある、松崎議員もいいことがいっぱい書いてあるとおっしゃっていましたが、先ほど芝張り替えの話がありました、この協定書の中身を見ますと、甲の責任と費用において実施するものとして、施設及び設備の大規模改修に関する業務ですとか、甲は乙との協議により必要に応じて該当備品等または調達すると。甲の責任でやらなければならないものがいっぱいある。大規模なものについては甲のほうに責任をおっつけられていると。そういう協定内容だと思うのです。先ほど課長が芝の張り替えをこれからやっていかなければならないというような話がありました、例えばこのような話を取り上げた場合には甲がやるのか、乙がやるのか。色々な問題

がたくさん出てくる。そうしますと逆に数年間経って行くに従ってこの協定書の協議、協議、協議でいったものから町から逆に補助しなければならないというような還元性というものが考えられると思いますが、この協定書をお作りになった担当としてはどのようにお考えなのか。私は出る方のことを心配しています。

**議長（伊藤博明君）** 田中教育課長。

**教育課長（田中とよ子君）** 出る方ということで、8ページ年度協定書の第3条に記載してありますが、整備費用等につきましては還元金で相殺すると言う形でやることにしています。赤字になった分については町から負担はしませんが、これの差金が出た場合には町の方に支払をしていただくと。

**議長（伊藤博明君）** 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

なお、先ほど申し上げましたが、協定書案の内容につきましてはもう一辺、皆様ご一考の上、担当課とご相談してあげてください。よろしく願いいたします。

---

### 閉会の宣告

**議長（伊藤博明君）** 以上で今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、井上町長よりあいさつがあります。井上町長。

**町長（井上七郎君）** 平成19年第1回臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

この度の臨時会では、指定管理者の指定に関する案件をはじめといたします4議案についてご審議いただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認・ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

どうぞ今後とも、よろしくご指導・ご協力のほど、お願い申し上げますとともに、健康には十分ご留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

**議長（伊藤博明君）** どうもありがとうございました。

以上で、平成19年御宿町議会第1回臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労様でした。

閉会時刻 午後2時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年6月19日

議 長 伊 藤 博 明

署名議員 中 村 俊六郎

署名議員 浅 野 玄 航